

# 管工事(給水)無償譲渡の審査基準

## [目的]

「上・下水道施設等の無償譲受事務取扱要綱」に基づき道路又は私有地内に設けられている私有の上水道施設を、当該所有者から無償で譲り受ける場合の審査基準について、必要な事項を定めるものとする。

※ 「管工事」とは、給水装置番号の付与(メーター設置)を伴わずに専用及び共用幹線の給水管を設置するものである。

## 1. 埋設深さについて

- (1) 公道に給水管を布設する場合は、道路法並びに関係法令によるとともに、道路管理者との協議によること。また、公道以外に給水管を布設する場合でも、当該管理者からの使用承認を得ること。
- (2) 私道内の埋設深さは、最低土被り 0.7mを原則とする。
- (3)  $\Phi 25\text{mm}$  から  $\Phi 50\text{mm}$  の場合の掘削底面は、基面を平らに仕上げ、管下 10cm を砂床とし、管布設後管頂 10cm まで砂で埋戻すこと。

## 2. 仕切弁・排水弁の設置及び分岐方法について

### 2.1 $\Phi 40\text{mm}$ 以上の場合

- (1) 公私境界より排水弁までの管路延長が 30m 以上の場合、及び 30m 未満でも将来道路の延長が伸びる可能性のある場合は(図 - I)による。
- (2) 公私境界より排水弁までの管路延長が 30m 未満の場合(行き止まり道路)は(図 - II)による。

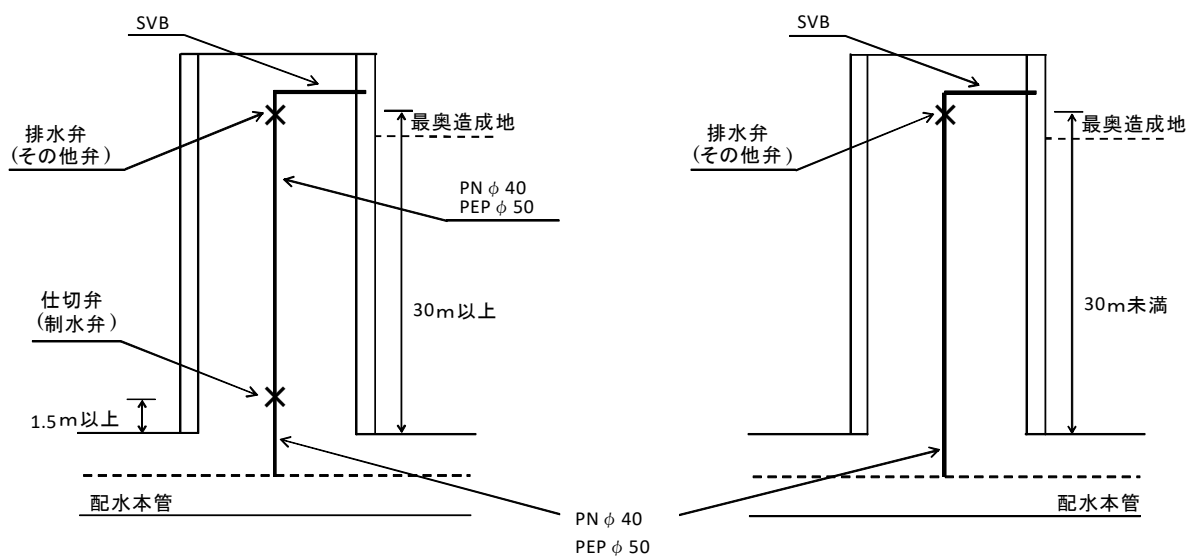


図 - I

図 - II

- 1) 分岐方法については給水装置工事施行基準による。
- 2) 水道配水用ポリエチレン管(PEP)、及びダクタイル鋳鉄管(DIPE)の施工方法は、水道工事一般仕様書による。
- 3) 水道用ポリエチレン管を使用する場合は、給水装置工事施行基準を遵守すること。
- 4) 仕切弁(制水弁)については表 - I のとおりとする。

表 - I

口径	仕切弁	排水弁
Φ 40mm	青銅製仕切弁	青銅製仕切弁
Φ 50mm以上	ソフトシール仕切弁	水道用仕切弁

注 1: ソフトシール仕切弁の鉄蓋には「S 仕切弁」と表示されたものを使用する。また、青銅製仕切弁・水道用仕切弁の蓋は、鋳鉄製の局承認品とする。

注 2: Φ 40mm 以上 Φ 100mm 以下については、レジンコンクリート製の仕切弁室とする。

- 5) 仕切弁(制水弁)の設置位置は、水道工事一般仕様書によるものとする。また、排水弁の放流先については、洗管時の作業性等を考慮すること。

## 2.2 Φ 25mm の場合

- (1) 道路内に側溝がある場合は、(図 - III)による。
- (2) 道路内に側溝がない場合は、(図 - IV)による。

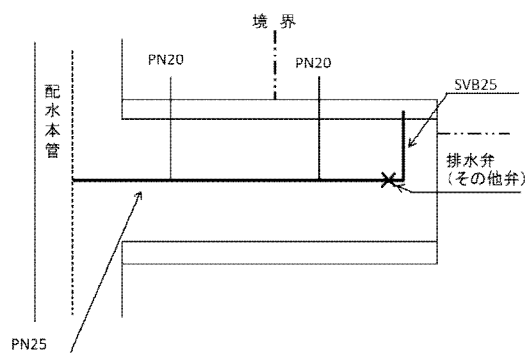


図 - III

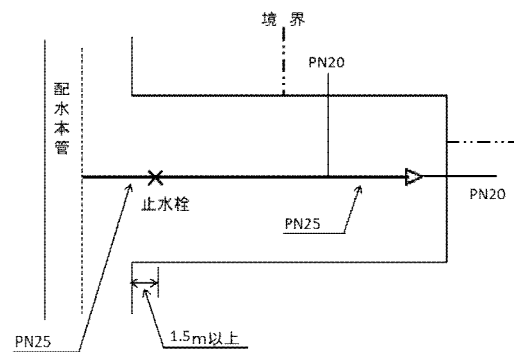


図 - IV

- 1) 分岐方法については給水装置工事施行基準による。
- 2) 公私境界より排水弁までの管路延長が 30m 以上の場合、及び 30m 未満でも将来道路の延長が伸びる可能性のある場合は、止水栓と排水弁共に設置すること。
- 3) 止水栓及び排水弁(その他弁)はボール式止水栓とする。
- 4) 仕切弁室は、レジンコンクリート製とする。なお、車両の載らない場所は、鋳鉄製(蓋と蓋受)の止水栓ボックスを使用できるものとする。
- 5) 仕切弁(制水弁)の設置位置は、水道工事一般仕様書によるものとする。また、排水弁の放流先については、洗管時の作業性等を考慮すること。

### 3. 管種などの選定について

鹿児島市給水条例第6条の2項に基づき、管理者が指定する給水管の構造及び材質については(表 - II)のとおりとする。(配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用するもの)

表 - II

	PN	PEP	DIPE	VP	VH	SVB・SVD
	水道用 ポリエチレン管	水道配水用 ポリエチレン管	内面エポキシ 樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管	硬質塩化ビニル管	耐衝撃性硬質塩化 ビニル管	硬質塩化ビニル ライニング鋼管
Φ 25	○	-	-	×	×	×
Φ 40	○	-	-	×	×	×
Φ 50	×	○※	-	×	×	×
Φ 75以上	×	○※	○	×	×	×

1) Φ50mm 以上については、水道工事一般仕様書のとおり施工し、全路線の詳細図(管割図)を作成すること。

※ 水道配水用ポリエチレン管(PEP)の施工については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の施工講習受講者が行うこと。(事前協議時に受講証の写し提出のこと)

φ75 以上については、配水管布設工事等の設計積算マニュアル(第5章1管種)に則り、使用すること。

### 4. 口径決定基準について

給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時においてその所要水量を十分に供給できる大きさを必要とする。

$240/\text{min}$  (一般住宅の瞬時流量) × {計画戸数 × 同時使用戸数率 (切上げ計算)} により口径を決定する。また、一般住宅以外の計画がある場合は、同時使用水量比等で計画使用水量を算出し、口径等を決定する。(許容流量については、施行基準参照のこと。)

給水戸数と同時使用戸数率

戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50

(例) 4戸の場合

(施行基準より抜粋)

$4 \text{戸} \times 90/100 = 3.6 \text{戸} \rightarrow 4 \text{戸}$  とする。

$240/\text{min} \times 4 \text{戸} = 960/\text{min}$  よって、管工事口径は、φ40mm 以上とする。

所要水量を流すためには総損失水頭が有効水頭より小さくなるように口径を決定し、計算結果・条件(給水世帯数や使用水量、建築階数等)を申請書に記載させる。ただし、3階直結給水、及び直結増圧式給水の可能性のあるものは、Φ50 以上とする。

## 5. その他

上記以外の事項について疑義が生じた場合は、関係課と協議のうえ実施するものとする。

この基準は水道法の一部改正に伴い改正したもので平成 12 年 12 月 20 日から施行する。

付 則（平成 13 年 3 月 9 日一部改正）

この基準は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 3 月 10 日一部改正）

この基準は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日一部改正）

この基準は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 31 日一部改正）

この基準は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 14 日一部改正）

この基準は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 25 日一部改正）

この基準は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。